

事務連絡
平成23年3月11日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第46号)が公布され、平成23年4月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年4月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分027の(1)の②を次のように改める。
 - ② カフ上部吸引機能なし
 - ア 標準型
 - イ 特殊処理型

B00202701021

B00202701022



- 2 別表Ⅱ区分057の(2)の①を次のように改める。
- ① 大腿骨ステム(1)
 - ア 標準型 B00205702011
 - イ 特殊型 B00205702012
- 3 別表Ⅱ区分058の(2)の①を次のように改める。
- ① 全置換用材料(1)
 - ア 標準型 B00205802011
 - イ 特殊型 B00205802012
- 4 別表Ⅱ区分078の(2)に次のように加える。
- ⑧ 椎体骨創部閉鎖用 B0020780208
 - ⑨ スクリュー併用用 B0020780209
- 5 別表Ⅱ区分112の(7)中「トリプルチャンバ」を「トリプルチャンバ (Ⅰ型)」に改め、同区分に次のように加える。
- (8) トリプルチャンバ (Ⅱ型) B00211208
- 6 別表Ⅱ区分120の(2)中「異種心膜弁」を「異種心膜弁(Ⅰ)」に改め、同区分に次のように加える。
- (3) 異種心膜弁(Ⅱ) B00212003
- 7 別表Ⅱ区分129の(2)中「埋込型」を「植込型 (拍動流型)」に改め、同区分に次のように加える。
- (3) 植込型 (非拍動流型)
 - ① 磁気浮上型 B0021290301
 - ② 水循環型 B0021290302
 - (4) 水循環回路セット B00212904
- 8 別表Ⅱに次のように加える。
- 166 外科用接着用材料 B002166
 - 167 交換用経皮経食道胃管カテーテル B002167
- 9 別表Ⅴ区分015の(1)の②を次のように改める。
- ② カフ上部吸引機能なし
 - ア 標準型 B00501501021
 - イ 特殊処理型 B00501501022

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

(別表) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード		
027 気管内チューブ	(1) カフあり		
	① カフ上部吸引機能あり	B002 :027 :01 :01	
	② カフ上部吸引機能なし		
	ア 標準型		
	イ 特殊処理型	B002 :027 :01 :02 :1	
		B002 :027 :01 :02 :2	
	(2) カフなし	B002 :027 :02	
	057 人工股関節用材料	(2) 大腿骨側材料	
		① 大腿骨ステム(I)	
		ア 標準型	B002 :057 :02 :01 :1
イ 特殊型		B002 :057 :02 :01 :2	
② 大腿骨ステム(II)		B002 :057 :02 :02	
③ 大腿骨ステムヘッド			
ア 大腿骨ステムヘッド(I)		B002 :057 :02 :03 :1	
イ 大腿骨ステムヘッド(II)		B002 :057 :02 :03 :2	
④ 人工骨頭用			
ア モノポララカブ		B002 :057 :02 :04 :1	
イ バイポララカブ	B002 :057 :02 :04 :2		
058 人工膝関節用材料	(2) 脛骨側材料		
	① 全置換用材料(I)		
	ア 標準型	B002 :058 :02 :01 :1	
	イ 特殊型	B002 :058 :02 :01 :2	
	② 全置換用材料(II)		
	③ 片側置換用材料(I)	B002 :058 :02 :02	
	④ 片側置換用材料(II)	B002 :058 :02 :03	
		B002 :058 :02 :04	
	078 人工骨	(2) 専用型	
		① 人工耳小骨	B002 :078 :02 :01
② 開頭穿孔術用		B002 :078 :02 :02	
③ 頭蓋骨・喉頭気管用		B002 :078 :02 :03	
④ 椎弓・棘間用		B002 :078 :02 :04	
⑤ 椎体固定用			
ア 1椎体用		B002 :078 :02 :05 :1	
イ その他		B002 :078 :02 :05 :2	
⑥ 骨盤用			
ア 腸骨稜用		B002 :078 :02 :06 :1	
イ その他	B002 :078 :02 :06 :2		
⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用	B002 :078 :02 :07		
⑧ 椎体骨創面閉鎖用	B002 :078 :02 :08		
⑨ スクリュー併用用	B002 :078 :02 :09		
112 ベースメーカー	(1) シングルチャンバ	B002 :112 :01	
	(2) 削除		
	(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 :112 :03	
	(4) 削除		
	(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 :112 :05	

機能区分	機能区分コード		
027 気管内チューブ	(1) カフあり		
	① カフ上部吸引機能あり	B002 :027 :01 :01	
	② カフ上部吸引機能なし	B002 :027 :01 :02	
	(2) カフなし	B002 :027 :02	
	057 人工股関節用材料	(2) 大腿骨側材料	
		① 大腿骨ステム(I)	
		② 大腿骨ステム(II)	B002 :057 :02 :02
		③ 大腿骨ステムヘッド	
		ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 :057 :02 :03 :1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)		B002 :057 :02 :03 :2	
④ 人工骨頭用			
ア モノポララカブ		B002 :057 :02 :04 :1	
イ バイポララカブ		B002 :057 :02 :04 :2	
058 人工膝関節用材料		(2) 脛骨側材料	
	① 全置換用材料(I)		
	② 全置換用材料(II)	B002 :058 :02 :02	
	③ 片側置換用材料(I)	B002 :058 :02 :03	
	④ 片側置換用材料(II)	B002 :058 :02 :04	
	078 人工骨	(2) 専用型	
		① 人工耳小骨	B002 :078 :02 :01
		② 開頭穿孔術用	B002 :078 :02 :02
		③ 頭蓋骨・喉頭気管用	B002 :078 :02 :03
④ 椎弓・棘間用		B002 :078 :02 :04	
⑤ 椎体固定用			
ア 1椎体用		B002 :078 :02 :05 :1	
イ その他		B002 :078 :02 :05 :2	
⑥ 骨盤用			
ア 腸骨稜用		B002 :078 :02 :06 :1	
イ その他	B002 :078 :02 :06 :2		
⑦ 肋骨・胸骨・四肢骨用	B002 :078 :02 :07		
⑧ 椎体骨創面閉鎖用	B002 :078 :02 :08		
⑨ スクリュー併用用	B002 :078 :02 :09		
112 ベースメーカー	(1) シングルチャンバ	B002 :112 :01	
	(2) 削除		
	(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002 :112 :03	
	(4) 削除		
	(5) デュアルチャンバ (III型)	B002 :112 :05	

(6)	デュアルチャンバ (IV型)	B002	112	06	
(7)	トリプルチャンバ (I型)	B002	112	07	
(8)	トリプルチャンバ (II型)	B002	112	08	
120	生体弁				
	(1) 異種大動脈弁	B002	120	01	
(2)	異種心臓弁 (I)	B002	120	02	
(3)	異種心臓弁 (II)	B002	120	03	
129	補助人工心臓セット				
	(1) 体外型	B002	129	01	
(2)	植込型 (拍動流型)	B002	129	02	
(3)	植込型 (非拍動流型)				
	① 磁気浮上型	B002	129	03	01
	② 水循環型	B002	129	03	02
(4)	水循環回路セット	B002	129	04	
166	外科用接着剤材料	B002	166		
167	交換用経皮経食道胃管カテーテル	B002	167		

V 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード	
015	気管内チューブ		
(1)	カフあり		
①	カフ上部吸引機能あり	B005	015 01 01
②	カフ上部吸引機能なし		
	ア. 標準型	B005	015 01 02 1
	イ. 特殊処理型	B005	015 01 02 2
(2)	カフなし	B005	015 02

(6)	デュアルチャンバ (IV型)	B002	112	06	
(7)	トリプルチャンバ	B002	112	07	
120	生体弁				
(1)	異種大動脈弁	B002	120	01	
(2)	異種心臓弁	B002	120	02	
129	補助人工心臓セット				
(1)	体外型	B002	129	01	
(2)	埋込型	B002	129	02	

V 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード	
015	気管内チューブ		
(1)	カフあり		
①	カフ上部吸引機能あり	B005	015 01 01
②	カフ上部吸引機能なし	B005	015 01 02
(2)	カフなし	B005	015 02